

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(平成 2 年 7 月 1 日 条例第 12 号)

改正 平成 20 年 1 月 4 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 3 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 4 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。